

呉ミニバスケットボール連盟規約

第一章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、呉ミニバスケットボール連盟と称する。

第2条 (目的)

本連盟は、ミニバスケットボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

第3条 (事業)

- 1 ミニバスケットボール競技大会の開催
- 2 ミニバスケットボール指導教室の企画実施
- 3 ミニバスケットボールの指導者の育成と指導者講習会の開催
- 4 ミニバスケットボールの審判員の養成と審判講習会の開催
- 5 チーム相互の連絡調整
- 6 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4条 (組織)

本連盟は、呉バスケットボール協会および広島県ミニバスケットボール連盟に所属し、呉地区（呉市周辺地区も含む）のミニバスケットボールチームをもって組織する。

第二章 役員

第5条 (役員)

本連盟には、次の役員を置く。

会長1名 副会長若干名 顧問若干名
理事長1名 副理事長若干名 常任理事若干名
理事若干名 監事若干名

第6条 (役員選出)

- 1 会長および副会長は、理事会において選出し、総会で承認を得る。
- 2 顧問は、理事会において推挙し、会長がこれを委嘱する。
- 3 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の中から選出する。
- 4 理事は各委員長が兼任し、総会においてこれを承認する。
- 5 監事は、理事会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第7条 (会長)

会長は、本連盟を代表する。

第8条 (副会長)

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、その職務を代行する。

第9条 (顧問)

顧問は、本連盟の諮問に応じる。

第10条 (理事長)

理事長は、会務を掌握し、執行する。

第11条 (副理事長)

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、その職務を代行する。

第12条 (常任理事)

常任理事は、理事長を補佐し、常時本連盟の会務を執行する。また、県理事会へ出席する。

第13条 (理事)

理事は、本連盟の運営ならびに各種事項の審議決定をする。

第14条 (監事)

監事は、本連盟の経理を監査する。

第15条 (役員任期)

役員任期は、すべて1年とし、留任は妨げない。

第三章 会議

第16条 (総会)

- 1 総会は、本連盟の最高議決機関である。
- 2 総会は、本連盟の役員および事務局に登録した「指導者」をもって組織する。
- 3 総会は、毎年4月に開会し、本連盟の年間計画・予算を決定し、決算・役員等を承認する。

第17条 (総会の成立)

総会は、本連盟の役員及び各団体の代表者の過半数の出席により成立する。

第18条 (理事会)

- 1 理事会は、必要に応じて会長が招集する。また3分1以上の理事からの請求があった場合は、招集しなければならない。
- 2 理事会は、会長、副会長、理事全員をもって構成する。
- 3 理事会は、理事長が議長をつとめ、運営する。

第19条 (常任理事会)

- 1 常任理事会は、総会および理事会にはかる案件を協議作成する。
- 2 緊急を要する事項を審議決定する。
- 3 常任理事会は、理事長が招集し、議長をつとめる。

第20条 (会議)

議事の決定は出席者の過半数をもって行い、同数の場合は議長が決定する。

第四章 委員会

第21条 (委員会)

本連盟には、委員をもって組織する専門委員会を置く。

第22条 (業務)

委員会は、本連盟の事業を遂行するに必要な事項を専門的に分担し、処理執行する。なお、本連盟には、次の委員会を置く。

- 1 総務委員会
 - ・ 渉外、会議、表彰、庶務、に関する事項および他の委員会に属さない事項。(各登録に関する事項など)
 - ・ 財務委員会 (予算、決算、及びその他の財務に関する事項) は総務委員会に統合する。
- 2 競技委員会
 - ・ 競技規則、大会の実施運営に関する事項、選手強化に関する事項 (ミニバスケットボール教室及び講習会等の計画運営など) 県の普及委員会を兼務する。
- 3 審判委員会
 - ・ 競技会の審判、審判技術の研究、審判の指導及び養成に関する事項
- 4 広報委員会
 - ・ 大会結果、ホームページをはじめ、その他の広報に関する事項

第23条 (委員長)

各委員会には、次の役職を置く。
委員長1名 副委員長若干名 委員若干名

第五章 財務

第24条 (経費)

本連盟の経費は、連盟登録料、大会参加料、補助金その他をもってあてる。

第25条 (会計年度)

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第26条 (予算)

本連盟の予算は、総会で決定する。決算は、会計年度終了後、監査を経て総会に報告し、その承認を得る。

第六章 附則

第27条 (規約改正)

本連盟の規約改正は、総会の議決をもって行う。

第28条 (理事会委任規定)

本規約に定めない事項については、理事会の決議を経て執行する。

第29条 (事務局)

本連盟の事務局は、理事長所在地に置く。

第30条 (施行期日)

本連盟の規約は、1990年8月7日より施行する。
本連盟の規約は、1999年4月17日より補足、修正する。
本連盟の規約は、2002年4月20日より補足、修正する。
本連盟の規約は、2003年4月20日より補足、修正する。
本連盟の規約は、2008年4月19日より補足、修正する。
本連盟の規約は、2010年4月17日より補足、修正する。
本連盟の規約は、2015年5月17日より補足、修正する。